



鳥取県公報

平成 26 年 1 月 24 日 (金)
第 8 5 6 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (56) (福祉保健課) 2
	生活保護法による医療機関の変更の届出 (57) (〃) 2
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (58) (〃) 2
	生活保護法による介護機関の指定 (59) (〃) 2
	がんに関する県民意識調査の実施 (60) (健康政策課) 4
	家畜伝染病の発生 (61) (畜産課) 4
◇ 教委告示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (2) (小中学校課) 5
◇ 調達公告	落札者の決定 (消防防災課) 5

告 示

鳥取県告示第56号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の2（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成26年1月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
成実ひふ科内科クリニック	米子市石井699-1	平成25年11月21日
フジモト薬局	鳥取市行徳二丁目522	平成26年1月1日

鳥取県告示第57号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成26年1月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	変更年月日
訪問看護ステーションさかい幸朋苑	境港市誠道町2083	平成24年4月1日

鳥取県告示第58号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成26年1月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
森ひふ科・内科医院	米子市石井699-1	平成25年11月20日

鳥取県告示第59号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の2（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成26年 1 月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
有限会社ラポール・ケア米子	米子市安倍200-1	いきいきヘルパーステーション上後藤	米子市上後藤四丁目16-1	訪問介護	平成25年12月1日
〃	〃	いきいきヘルパーステーション灘町	米子市灘町三丁目76	〃	〃
社会福祉法人恩賜財団済生会支部鳥取県済生会	境港市米川町44	鳥取県済生会介護老人保健施設はまかぜ	境港市蓮池町78-1	訪問リハビリテーション	〃
株式会社ファーマみらい	東京都世田谷区代沢五丁目2-1	あさひ薬局倉吉店	倉吉市宮川町131-7	居宅療養管理指導	平成25年11月1日
〃	〃	ホスピタウン薬局	米子市河崎574-1	〃	〃
株式会社ソルヘム	東伯郡琴浦町大字徳万70-1	小規模多機能型居宅介護施設陽だまりの家こうなん	鳥取市興南町21-4	小規模多機能型居宅介護	平成25年11月28日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
有限会社ラポール・ケア米子	米子市安倍200-1	いきいきヘルパーステーション上後藤	米子市上後藤四丁目16-1	介護予防訪問介護	平成25年12月1日
〃	〃	いきいきヘルパーステーション灘町	米子市灘町三丁目76	〃	〃
株式会社ファーマみらい	東京都世田谷区代沢五丁目2-1	あさひ薬局倉吉店	倉吉市宮川町131-7	介護予防居宅療養管理指導	平成25年11月1日
〃	〃	ホスピタウン薬局	米子市河崎574-1	〃	〃
社会福祉法人恩賜財団済生会支部鳥取県済生会	境港市米川町44	鳥取県済生会介護老人保健施設はまかぜ	境港市蓮池町78-1	介護予防訪問リハビリテーション	平成25年12月1日

3 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
株式会社くれよん	鳥取市雲山123-2	くれよん居宅介護支援事業所	鳥取市雲山123-2	平成25年3月1日

鳥取県告示第60号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項に基づき、次のとおり告示する。

平成26年1月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調査の名称

がんに関する県民意識調査

2 調査の目的

がんの現状やがんに関しての県の取組等についての県民の認知状況を把握し、今後の取組を検討するための参考とする。

3 調査対象の範囲**(1) 地域的範囲**

鳥取県内に在住し、鳥取県に通勤し、若しくは通学している者

(2) 属性的範囲

平成25年4月1日現在で満18歳以上の県政参画電子アンケート会員（常勤の県職員及び県議会議員を除く。）

4 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間**(1) 報告を求める事項**

ア 鳥取県におけるがんの死亡状況に対する認知度

イ 鳥取県がん対策推進条例に対する認知度

ウ がんに関する一般的な情報源

エ 鳥取県公式ホームページがん専用ページの認知度

オ 鳥取県が県民に対して行っているがん検診受診への呼びかけの認知度

(2) その基準となる期日又は期間

調査票の入力日

5 報告を求める者**(1) 報告者数**

470人

(2) 選定の方法

全数

6 報告を求めるために用いる方法

インターネットによる県政参画電子アンケート（鳥取県公式ホームページ上で調査票に入力する方法）による。

7 報告を求める期間

平成26年1月24日から同年2月13日まで

8 調査票情報の保存期間

5年間

9 結果の公表方法

鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課ホームページで公表する。

鳥取県告示第61号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨

の届出があったので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成26年 1 月 24 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

家畜伝染病の種類	家畜の種類	区分	頭数	発生場所	発生年月日
流行性脳炎	豚	患畜	1	東伯郡北栄町	平成25年12月16日
流行性脳炎	豚	患畜	3	倉吉市	平成25年12月16日
流行性脳炎	豚	患畜	1	東伯郡琴浦町	平成25年12月16日

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第 2 号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第 2 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成26年 1 月 24 日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県エキスパート教員認定制度に係る選考委員会	他の教員のモデルとなるような優れた教育を実践している教員として認定すべき者の選考に関する事項	平成26年 1 月 24 日から 平成26年 3 月 31 日まで	小中学校課

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年 1 月 24 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--------------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 消防防災ヘリコプター 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 平成25年12月25日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 三井物産エアロスペース株式会社
東京都港区芝公園二丁目 4 - 1 |
| 5 落 札 金 額 | 2, 158, 920, 000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 平成25年11月15日 |
| 7 落 札 方 式 | 一般競争入札 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県危機管理局消防防災課
鳥取市東町一丁目271 |